家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり種畜証明書を交付しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

「次」は省略し、関係書類（臨時種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。